2026年（令和8年）10月27日

指名停止措置状況

指名停止業者	所在地	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	根拠規定
株式会社工藤建築環境設計室	兵庫県宝塚市	令 和 8 年 5 月 8 日	令 和 8 年 11 月 7 日	6か月	別表1.4.1及び3条2.1
日本管財株式会社	東京都中央区	令 和 8 年 8 月 28 日	令和8年10月27日	2か月	別表2.7.4.イ
株式会社ウエダ建設	兵庫県丹波市	令和8年10月19日	令 和 9 年 3 月 18 日	5か月	別表2.6.2.イ
協和テクノロジィズ株式会社	大阪府大阪市	令和8年10月19日	令和8年11月18日	1か月	別表2.7.4.エ
株式会社シミズ・ビルライフケア	東京都中央区	令和8年10月27日	令和8年12月26日	2か月	別表2.2.4及び3条の2.2
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区	令和8年10月27日	令 和 9 年 2 月 26 日	4か月	別表2.2.4

※1　指名停止を受けた業者で、改善措置等の報告が未提出の方におかれましては、「指名停止通知書」のとおり、財務室まで早急に提出願います。

※2　根拠規定欄の表示方法
例：「別表2.6.1.ア」とは、「明石市入札参加者等指名停止基準、別表第2第6項第1号ア」に該当することを表します。

※3　上記の指名停止措置状況は、「明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第2号、別表第2第8項第7号及び別表第2第8項第10号」の規定による指名停止業者を除きます。